

令和8年1月7日（水）第13回有識者会議

特定産業分野及び育成就労産業分野（業務区分）に対する有識者会議構成員からの意見・質問及び回答一覧

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名	回答
1	工業製品製造業	全般	制度所管省庁	—	—	現在の技能実習生全員が特定技能1号に移行すると仮定すると、現在の特定技能特定技能1号在留者数と合わせて188,000人となり、特定技能1号の受入れ見込数199,500人の大半が埋まることとなるが、技能実習生がどの程度特定技能1号に移行すると見込んでいるか。現状の移行の割合を踏まえて無理のない受入れ見込数が設定されているか。受入れ見込数との関係で技能実習生の特定技能1号への移行が認められないこととならないか。技能実習制度下で社会的にもコストをかけて育成し、本人も特定技能への移行を念頭に就労してきた者が帰国を余儀なくされる事態はさけるべきと考えるので、見込数を柔軟に設定する、あるいは、設定期間中の見直しも柔軟に行うべき。	市川委員	技能実習の職種・作業と分野は必ずしも関連しないものの、技能実習2号修了者全体の特定技能1号等への移行状況については、別途資料をお示ししたとおりです。 また、受入れ見込数は、基準時点（今回は令和10年度末）における分野ごとの産業需要等を踏まえ推計した必要就業数と同時点で見込む就業数との差分である人手不足数から、生産性向上と国内人材確保の取組により補う部分を差し引き、そのなお人手不足になる部分について外国人材（特定技能及び育成就労）の受入れが必要として設定するものです。技能実習制度は、受入れ上限の設定がなく、技能移転を目的とした制度であるため、必ずしも特定技能1号への移行が前提となるものではありませんが、各分野における「なお人手不足になる部分」である受入れ見込数の特定技能と育成就労への配分については、今後の受入れ状況等を踏まえ、基本方針に示された考え方に沿って、分野別運用方針を改訂することにより必要な見直しを行うことはあります。
2	建設 造船・船用工業	全般	制度所管省庁	—	—	現在の技能実習生全員が建設分野及び造船・船用工業分野の特定技能1号に移行すると仮定すると、特定技能1号の両分野の受入れ見込数を44,704人超過してしまうが、技能実習生がどの程度特定技能1号に移行すると見込んでいるか。現状の移行の割合を踏まえて無理のない受入れ見込数が設定されているか。受入れ見込数との関係で技能実習生の特定技能1号への移行が認められないこととならないか。技能実習制度下で社会的にもコストをかけて育成し、本人も特定技能への移行を念頭に就労してきた者が帰国を余儀なくされる事態はさけるべきと考えるので、見込数を柔軟に設定する、あるいは、設定期間中の見直しも柔軟に行うべき。	市川委員	(項番1と同じ)
3	農業	全般	制度所管省庁	—	—	現在の技能実習生全員が特定技能1号に移行すると仮定すると、現在の特定技能特定技能1号在留者数と合わせて66,570人となり、特定技能1号の受入れ見込数76,000人の87%が埋まることとなるが、技能実習生がどの程度特定技能1号に移行すると見込んでいるか。現状の移行の割合を踏まえて無理のない受入れ見込数が設定されているか。受入れ見込数との関係で技能実習生の特定技能1号への移行が認められないこととならないか。技能実習制度下で社会的にもコストをかけて育成し、本人も特定技能への移行を念頭に就労してきた者が帰国を余儀なくされる事態はさけるべきと考えるので、見込数を柔軟に設定する、あるいは、設定期間中の見直しも柔軟に行うべき。	市川委員	(項番1と同じ)
4	飲食品製造業	全般	制度所管省庁	—	—	現在の技能実習生全員が特定技能1号に移行すると仮定すると、特定技能1号の受入れ見込数を38,907人超過してしまうが、技能実習生がどの程度特定技能1号に移行すると見込んでいるか。現状の移行の割合を踏まえて無理のない受入れ見込数が設定されているか。受入れ見込数との関係で技能実習生の特定技能1号への移行が認められないこととならないか。技能実習制度下で社会的にもコストをかけて育成し、本人も特定技能への移行を念頭に就労してきた者が帰国を余儀なくされる事態はさけるべきと考えるので、見込数を柔軟に設定する、あるいは、設定期間中の見直しも柔軟に行うべき。	市川委員	(項番1と同じ)
5	全般	全般	制度所管省庁	「主な御意見と対応」6頁	国の機関及び地方公共団体の機関その他の関係行政機関等により構成される地域協議会において議論し、その結果を踏まえて、外国人の支援等を行っている民間の機関等とも連携し、外国人材の受入環境整備に取り組んでいく。	民間の機関も含めた連携に賛成であるが、地域協議会の構成員についても、現段階で行政機関に限定する必要はないと考える。	市川委員	地域協議会の構成員については、育成就労法第56条第1項に定められた者となりますので、条文に沿った形で「その他関係行政機関」を「その他関係機関」に修正いたします。 その上で、地域協議会における議論の結果によっては、御指摘の民間の機関等と連携することも考えられますので、基本的に原案を維持させていただきます。
6	自動車運送業	バス運転者	制度所管省庁	調整中・非公表 特定技能制度・育成就労制度の分野別運用方針に関する有識者会議の主な御意見と対応(案)	「離島・半島のバスについては、当初からの要件どおりN3とし、一定期間（全四半期を作っていたことで経て1年程度）経過後、検証し、問題がないのであれば、この計画で再度、有識者会議を開催し、進めていけばよい」を入れて欲しい。	○ 前回会議の意見書でも提示しています。離島・半島のバスについては、「営業所との連絡体制が整備されていることを前提に、N4単独乗務も可とすること。」には反対です。当初、御担当課からの要件どおりN3とし、1年程度経過後、検証し、問題がないのであれば、この計画で再度、有識者会議を開催し、進めていけばよいのではないのでしょうか。なお、市町村ごとの判断・考え方によりN4でも可とすることは、要件がそれぞれ変わってしまい、統一性の観点からすべきではないと考えます。	佐久間委員	御指摘につきましては、「有識者会議の主な御意見と対応(案)」9ページの【自動車運送業分野④】において追記しております。

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名	回答
7	全般	全般	制度所管省庁	資料2	—	<p>○ 受入れ見込数については、生産性向上の取組、国内人材確保の取組を行っている結果として、各業所管省庁御担当課が精査した数値でしょうが、受入れ可能人数の上限に余裕を設けるのではなく、より絞った数値とすることが必要であると考えます。業所管省庁御担当課の皆様が全体的に外国人の受入れ見込数を減少させる努力をしていることは評価したいと考えていますが、就業者数に技能実習生が入っているのだから、その人数をさらに減少させた数値にするのが適切だと考えます。</p> <p>○ 一定の余裕をみたい気持ちは理解できるものの、有識者会議を開催し、分野別運用方針を改正することで受入れ見込数を引き上げることができることから、人手不足数に限った受入れ見込数とすべきである。また、育成就労と特定技能の振分けについても何をどのように勘案したのか理解を得るためにも、公表資料としていくべきである。</p>	佐久間委員	<p>受入れ見込数は、基準時点（今回は令和10年度末）における分野ごとの産業需要等を踏まえ推計した必要就業者数と同時点で見込む就業者数の差分である人手不足数から、生産性向上と国内人材確保の取組により補う部分を差し引き、そのなお人手不足になる部分について外国人材（特定技能及び育成就労）の受入れが必要として設定するものです。また、今回の設定においては、各分野とも、更なる生産性向上・国内人材確保の取組を行うものとして、既に特定技能の受入れ見込数を設けている分野も含めて見直しを行っており、厳格に精査した上、必要と見込まれる人数を設定しています。</p> <p>また、受入れ見込数は受入れの上限として運用するものであり、その上限の下で、各分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を適切に行いながら、各分野の事情に応じて必要な範囲で外国人材の確保を進めていくこととなるものですが、受入れ見込数は上記のとおり、「なお人手不足になる部分」になりますので、それを引き上げるといったことは、急激な経済情勢の変化に伴い産業需要等に大きな変化が生じたときなどに限定されると考えます。</p> <p>その「なお人手不足になる部分」である受入れ見込数は、各分野の事情等を勘案して特定技能と育成就労に振り分けられますが、この配分については、今後の受入れ状況等を踏まえ、基本方針に示された考え方に沿って、分野別運用方針を改訂することにより必要な見直しを行うことはあります。</p>
8	自動車運送業	バス運転者	制度所管省庁	—	—	<p>【主な御意見と対応（案）（机上配付資料③）】</p> <p>前回は記載したが、主な意見「P.9自動車運送業分野⑥」の前段に、理由として下記の基本的な考え方を追記いただきたい。</p> <p>「指令所・乗客とのコミュニケーションエラーが乗客の生命の危険に直結する可能性があるため、乗客の安全を確保するために一定程度の語学力と専門知識が必要。」</p>	富高委員	<p>「有識者会議の主な御意見と対応（案）」の【自動車運送業分野⑥】前段に追記いたします。</p>
9	全般	全般	制度所管省庁 農林水産省 （経営局就農・女性課、大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課、外食・食文化課） 水産庁 （企画課）	—	—	<p>【分野別運用方針について（案）の国内人材確保の取組の記載】</p> <p>下記分野の国内人材確保の取組の記載について、各項目の成果に記載漏れがあるため追記いただきたい。</p> <p>&lt;農業分野 P.133&gt;</p> <p>・処遇改善について「賃金水準の変化など」、安全衛生対策について「労働災害度数率の変化など」を記載すべき。処遇については、賃金構造基本統計調査の対象分野ではないものの、他のデータなどを検討できないか。</p> <p>&lt;漁業分野 P.144&gt;</p> <p>・女性、高齢者、就職困難者等の就業促進について「それぞれの就職者数の変化など」、処遇改善について「賃金水準の変化など」を記載すべき。処遇については、賃金構造基本統計調査の対象分野ではないものの、他のデータなどを検討できないか。</p> <p>・（エ）に「（ウ）の取組を含めた、政府・業界等の取組を経て、漁業の労働災害率（度数率）は減少」とあるが、政府・業界等の取組を（ウ）に追記してはどうか。</p> <p>&lt;飲食品製造業分野 P.155 / 外食業分野 P.167&gt;</p> <p>・安全衛生対策について「労働災害度数率の変化など」を記載すべき。</p>	富高委員	<p>&lt;制度所管省庁&gt;</p> <p>現状については、以下各分野の記載のとおりであるが、今後、関係省庁とも協力しながら整理を進めてまいりたい。</p> <p>&lt;農業分野&gt;</p> <p>処遇改善の成果としての賃上げ率に関して、農業分野における統計がないため記載困難ですが、安全衛生対策の成果については、分野別運用方針に記載しました。</p> <p>&lt;漁業分野&gt;</p> <p>委員の御指摘に基づきまして、分野別運用方針に記載いたしました。</p> <p>なお、処遇について、委員御指摘の通り統計調査対象分野でないことなどデータ記載が困難なものであります。</p> <p>記載の処遇改善の取組により成果として新規就業確保につながっているものでありますが、取組は多岐・個別事例となり、その網羅的な記載は困難なものです。</p> <p>なお、漁業分野では国内人材確保にあたり海上生活になりますところ居住環境等の改善は重要な取組でございます。</p> <p>&lt;飲食品製造業分野&gt;</p> <p>委員の御指摘に基づきまして、分野別運用方針に記載いたしました。</p> <p>&lt;外食業&gt;</p> <p>外食業については、「労働災害動向調査」の調査対象ではないため、分野として労働災害率がなく、定量的に示すことができないため、記載しておりません。</p>